

## 獣医師法第 14 条に規定する不正受験者の処置基準

令和 7 年 8 月  
獣医事審議会

### 1. 趣旨

本基準は、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第 14 条の規定に基づく獣医師国家試験（以下「試験」という。）における受験禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、試験を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって試験の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

### 2. 措置の基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

| 措置事由に該当する行為                                         | 受験禁止期間 |
|-----------------------------------------------------|--------|
| 他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為                               | 1 年    |
| 通信機器、参考書等を利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為                      | 2 年    |
| 替え玉受験や通信機器を用いて第三者から回答を得ようとするなど、他者の協力を得て行う極めて悪質な不正行為 | 3 年    |

- （注） 1. 不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は減免することができる。
2. 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて 3 年を上限として受験禁止期間を加重することができる。

### 3. 留意事項

試験の停止又は無効化は、獣医事審議会令第四条第六項の規定に基づき、獣医事審議会の専権事項となっていてところ、不正があった場合にはその状況等を正確に把握し、審議会に報告することとする。

【参考】

獣医師法（抄）

（不正受験者の処置）

第十四条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつたときは、獣医事審議会は、当該不正行為に関係がある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

獣医事審議会令（抄）

（部会）

第四条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、その部会に所属する委員の互選により、部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。ただし、獣医師法第十一条、第十二条第一項第二号及び第二項、第十四条並びに第十六条第一項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、この限りでない。